



# 栃木県公報

令和5(2023)年  
12月26日(火)  
号 外  
第 61 号

## 目 次

### 条 例

○栃木県行政機関設置条例の一部改正	3
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	6
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正	7
○栃木県手数料条例の一部改正	9
○栃木県障害者差別解消推進条例の一部改正	10
○栃木県道路占用料徴収条例の一部改正	12
○栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例及び栃木県立少年自然の家設置、管理及び使用料条例の廃止	16

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇栃木県行政機関設置条例の一部改正（栃木県条例第38号）

- 1 小規模事務所の集約等のため、労政事務所及び農業環境指導センターを廃止することとしました。（第13条及び第15条関係）
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。

### ◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第39号）

- 1 栃木県権限移譲基本方針に基づき、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとしました。（別表第1関係）
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。
  - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

### ◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正（栃木県条例第40号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第2条、別表第1及び別表第2並びに住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例別表第1関係）
- 2 この条例は、一部を除き、規則で定める日から施行することとしました。

### ◇栃木県手数料条例の一部改正（栃木県条例第41号）

- 1 高圧ガス保安法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（別表第1関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◇栃木県障害者差別解消推進条例の一部改正（栃木県条例第42号）

- 1 事業者に対し、社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供を義務付けることとしました。（第13条関係）
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。

### ◇栃木県道路占用料徴収条例の一部改正（栃木県条例第43号）

- 1 道路占用料の額を改定することとしました。（別表関係）
- 2 この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例及び栃木県立少年自然の家設置、管理及び使用料条例の廃止（栃木県条例第44号）

- 1 青少年教育施設を再編することに伴い、栃木県芳賀青年の家及び栃木県立太平少年自然の家を廃止するため、栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例及び栃木県立少年自然の家設置、管理及び使用料条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、令和6（2024）年4月1日から施行することとしました。

# 条例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 栃木県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 2 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例
- 4 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 5 栃木県障害者差別解消推進条例の一部を改正する条例
- 6 栃木県道路路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 7 栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例及び栃木県立少年自然の家設置、管理及び使用料条例を廃止する条例

栃木県知事 福田 富一

## 栃木県条例第38号

### 栃木県行政機関設置条例の一部を改正する条例

栃木県行政機関設置条例（昭和39年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
	(環境森林事務所)												
	<u>第3条</u> 生活環境及び自然環境に関する事務並びに森林及び林業に関する事務を分掌させるため、環境森林事務所を設置する。												
	<u>2</u> 環境森林事務所の名称、位置及び所管区域（生活環境に関する事務に係る所管区域にあつては宇都宮市、栃木市、小山市、下野市及び下都賀郡の区域を除き、自然環境に関する事務並びに森林及び林業に関する事務に係る所管区域にあつては矢板市、さくら市及び塩谷郡の区域を除く。）は、次のとおりとする。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栃木県西環境森林事務所</td> <td>日光市</td> <td>鹿沼市、日光市</td> </tr> <tr> <td>栃木県東環境森林事務所</td> <td>真岡市</td> <td>宇都宮市、真岡市、河内郡上三川町、芳賀郡</td> </tr> <tr> <td>栃木県北環境森林事務所</td> <td>大田原市</td> <td>大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡、那須郡</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	栃木県西環境森林事務所	日光市	鹿沼市、日光市	栃木県東環境森林事務所	真岡市	宇都宮市、真岡市、河内郡上三川町、芳賀郡	栃木県北環境森林事務所	大田原市	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡、那須郡
名称	位置	所管区域											
栃木県西環境森林事務所	日光市	鹿沼市、日光市											
栃木県東環境森林事務所	真岡市	宇都宮市、真岡市、河内郡上三川町、芳賀郡											
栃木県北環境森林事務所	大田原市	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡、那須郡											

栃木県南環境 森林事務所	佐野市	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、下都賀郡
-----------------	-----	--------------------------

(環境管理事務所)

**第4条** 生活環境に関する事務を分掌させるため、環境管理事務所を設置する。

2 環境管理事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
栃木県小山環境 管理事務所	小山市	栃木市、小山市、下野市、下都賀郡

(森林管理事務所)

**第5条** 自然環境に関する事務並びに森林及び林業に関する事務を分掌させるため、森林管理事務所を設置する。

2 森林管理事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
栃木県矢板森林 管理事務所	矢板市	矢板市、さくら市、塩谷郡

第6条～第11条 略

第3条～第8条 略

(環境森林事務所)

**第9条** 生活環境及び自然環境に関する事務並びに森林及び林業に関する事務を分掌させるため、環境森林事務所を設置する。

2 環境森林事務所の名称、位置及び所管区域（生活環境に関する事務に係る所管区域にあつては宇都宮市、栃木市、小山市、下野市及び下都賀郡の区域を除き、自然環境に関する事務並びに森林及び林業に関する事務に係る所管区域にあつては矢板市、さくら市及び塩谷郡の区域を除く。）は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
栃木県西環境 森林事務所	日光市	鹿沼市、日光市
栃木県東環境 森林事務所	真岡市	宇都宮市、真岡市、河内郡上三川町、芳賀郡

栃木県北環境 森林事務所	大田原市	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡、那須郡
栃木県南環境 森林事務所	佐野市	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、下都賀郡

(環境管理事務所)

**第10条** 生活環境に関する事務を分掌させるため、環境管理事務所を設置する。

2 環境管理事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
栃木県小山環境 管理事務所	小山市	栃木市、小山市、下野市、下都賀郡

(森林管理事務所)

**第11条** 自然環境に関する事務並びに森林及び林業に関する事務を分掌させるため、森林管理事務所を設置する。

2 森林管理事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
栃木県矢板森林 管理事務所	矢板市	矢板市、さくら市、塩谷郡

(労政事務所)

**第13条** 地方自治法附則第4条第2項の規定に基づき、労政事務所を設置する。

2 労政事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
栃木県宇都宮労 政事務所	宇都宮市	宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、さくら市、那須烏山市、河内郡上三川町、芳賀郡、塩谷郡高根沢町、那須郡那珂川町
栃木県小山労政 事務所	小山市	小山市、栃木市、下野市、下都賀郡

栃木県大田原労働事務所	大田原市	大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷郡塩谷町、那須郡那須町
栃木県足利労働政事務所	足利市	足利市、佐野市

第14条 略

(農業環境指導センター)

第15条 肥料、飼料及び農薬に関する事務並びに植物の検疫及び防除に関する事務を分掌させるため、農業環境指導センターを設置する。

2 農業環境指導センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
栃木県農業環境指導センター	宇都宮市	県内全域

第16条・第17条 略

(土木事務所)

第18条 略

2 土木事務所の名称、位置及び所管区域

は、次のとおりとする。

略

第19条・第20条 略

第13条 略

第14条・第15条 略

(土木事務所)

第16条 略

2 土木事務所の名称、位置及び所管区域(都市公園に関する事務に係る所管区域を除く。)は、次のとおりとする。

略

3 都市公園に関する事務に係る所管区域については、県内全域を栃木県宇都宮土木事務所の所管区域とする。

第17条・第18条 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(人事課)

栃木県条例第39号

栃木県知事の権限に属する事務の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の特例に関する条例(平成11年栃木県条例第31号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1(第2条、第3条関係) 1～12 略 13 民生委員法(昭和23年法律第198号)に基づく事務のうち、同法第20条第1項の規定による区域の決定 足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、矢板市、那須塩原市、さくら市及び下野市	別表第1(第2条、第3条関係) 1～12 略 13 民生委員法(昭和23年法律第198号)に基づく事務のうち、同法第20条第1項の規定による区域の決定 栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、矢板市、那須塩原市及びさくら市
13の2～42 略	13の2～42 略

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為がこの条例の施行の際現にその効力を有するものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為とみなす。

栃木県条例第40号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例  
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年栃木県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(個人番号の利用範囲) 第2条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる県の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる県の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び県の執行機関が行う特定個人番号利用事務(法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。以下同じ。)とする。	(個人番号の利用範囲) 第2条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる県の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる県の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び県の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
2 略	2 略

3 県の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報 であって自らが保有するものを利用することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4 前2項の規定により特定個人情報 を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報 と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1(第2条関係)

執行機関	事務
1 知事	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給又は <u>保護に要する費用の返還</u> <u>に関する事務</u> であって規則で定めるもの
2~7 略	

3 県の執行機関は、特定個人番号利用事務 を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報(法第19条第8号に規定する利用特定個人情報 をいう。以下同じ。) であって自らが保有するものを利用することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4 前2項の規定により特定個人情報又は利用特定個人情報 を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報 又は利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1(第2条関係)

執行機関	事務
1 知事	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収</u> に関する事務であって規則で定めるもの
2~7 略	

別表第2(第2条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 略		
2 知事	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施に関する事務(以下「外国人生活保護実施等事務」という。)であって規則で定めるもの	略
3 知事	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の実施又は <u>就労自立支援金</u>

別表第2(第2条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 略		
2 知事	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施又は <u>徴収金の徴収</u> に関する事務(以下「外国人生活保護実施等事務」という。)であって規則で定めるもの	略
3 知事	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の実施又は <u>就労自立準備給付金</u> 若しくは <u>進学準備給</u>



<p>めるもの</p> <p>付金の支給に関する情報 (以下「外国人生活保護関係情報」という。)であつて規則で定めるもの</p> <p>4～7 略</p>	<p>めるもの</p> <p>の支給に関する情報 (以下「外国人生活保護関係情報」という。)であつて規則で定めるもの</p> <p>4～7 略</p>
<p>(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部改正)</p> <p><b>第2条</b> 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例(平成20年栃木県条例第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正後</p> <p><b>別表第1</b> (第2条関係)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金、<u>備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収</u>に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>4・5 略</p>	<p>改正前</p> <p><b>別表第1</b> (第2条関係)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施、就労自立給付金、<u>保護に要する費用の返還</u>又は<u>支給又は</u>に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>4・5 略</p>
<p><b>附 則</b></p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。 (行政改革ICT推進課)</p>	
<p><b>栃木県条例第41号</b></p> <p><b>栃木県手数料条例の一部を改正する条例</b></p> <p>栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正後</p> <p><b>別表第1</b> (第2条、第3条、第5条関係)</p> <p>事務 金額</p> <p>1～282 略</p> <p>283 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の売</p>	<p>改正前</p> <p><b>別表第1</b> (第2条、第3条、第5条関係)</p> <p>事務 金額</p> <p>1～282 略</p> <p>283 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の売</p>
<p>31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条</p>	<p>31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項)の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条</p>

<p>成検査</p> <p>第1号の技術上の基準に適合している」と認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>284～517 略</p> <p>備考 略</p>	<p>成検査</p> <p>第1号の技術上の基準に適合している」と認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p> <p>284～517 略</p> <p>備考 略</p>
<p><b>附 則</b></p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	
<p><b>栃木県条例第42号</b>  <b>栃木県障害者差別解消推進条例の一部を改正する条例</b></p>	
<p>栃木県障害者差別解消推進条例（平成28年栃木県条例第14号）の一部を次のように改正する。          次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正前</p>	<p>改正後</p>
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消に関し、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、障害者差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害者差別の解消に関する施策を総合的に推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p>2 略</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消に関し、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害者差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害者差別の解消に関する施策を総合的に推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「事業者」とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第7号に規定する事業者のうち、<u>県の区域内において商業その他の事業を行う者</u>をいう。</p>

(文書学事課)

(基本理念)

第3条 略

2 障害者差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることから、全ての県民が、多様な人々により地域社会が構成されているという基本的認識の下に、障害及び障害者に関する理解を深めることを基本として推進されなければならない。

3 略

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する障害者差別の解消に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者差別対応指針)

第7条 知事は、障害者差別に関する事項に関し、県民が適切に対応するために必要な指針（以下「障害者差別対応指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、障害者差別対応指針を策定しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、栃木県障害者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

3・4 略

(啓発活動並びに教育及び学習の推進)

第9条 県は、県民が障害者差別の解消の重要性について認識し、障害及び障害者に関する理解を深めることができるよう、必要な啓発活動を行うとともに、教育及び学習の推進に努めるものとする。

(社会的障壁の除去のための合理的配慮)

第13条 略

2 略

(基本理念)

第3条 略

2 障害者差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることから、全ての県民及び事業者が、多様な人々により地域社会が構成されているという基本的認識の下に、障害及び障害者に関する理解を深めることを基本として推進されなければならない。

3 略

(県民及び事業者の責務)

第6条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する障害者差別の解消に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者差別対応指針)

第7条 知事は、障害者差別に関する事項に関し、県民及び事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「障害者差別対応指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、障害者差別対応指針を策定しようとするときは、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、栃木県障害者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

3・4 略

(啓発活動並びに教育及び学習の推進)

第9条 県は、県民及び事業者が障害者差別の解消の重要性について認識し、障害及び障害者に関する理解を深めることができるよう、必要な啓発活動を行うとともに、教育及び学習の推進に努めるものとする。

(社会的障壁の除去のための合理的配慮)

第13条 略

2 略

3 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(あっせん)  
第15条 障害者は、自己に対する事業者

による第12条又は第13条第3項の規定に違反する行為(以下「あっせん対象行為」という。)に係る事案について、前条の相談によつては解決されないときは、知事に対し、当該事案の解決のために必要なあっせんを求め申立てをすることができる。

2 略

(あっせん)

第15条 障害者は、自己に対する事業者(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第2条第7項に規定する事業者をいう。以下同じ。)による第12条に規定する行為

(以下「あっせん対象行為」という。)に係る事案について、前条の相談によつては解決されないときは、知事に対し、当該事案の解決のために必要なあっせんを求め申立てをすることができる。

2 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(障害福祉課)

栃木県条例第43号

栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

栃木県道路占用料徴収条例(昭和28年栃木県条例第36号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表(第2条関係)

別表(第2条関係)

占 用 物 件	占 用 料 (単位 円)		
	第3 級地	第4 級地	第5 級地
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	略	略	略
第1種電柱	570	480	430
第2種電柱	870	730	670
第3種電柱	1,200	990	900
第1種電話柱	510	430	390
第2種電話柱	810	680	620
第3種電話柱	1,100	940	850
その他の柱類	51	43	39
共架電線その他上空に設ける線類	略	略	4
地下に設ける電線その他の線類	略	略	3

占 用 物 件	占 用 料 (単位 円)		
	第3 級地	第4 級地	第5 級地
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	略	略	略
第1種電柱	510	420	380
第2種電柱	790	650	580
第3種電柱	1,100	880	780
第1種電話柱	460	380	340
第2種電話柱	730	610	540
第3種電話柱	1,000	830	740
その他の柱類	46	38	34
共架電線その他上空に設ける線類	略	略	3
地下に設ける電線その他の線類	略	略	2

法第32条第1項第2号に掲げる物件	路上に設ける変圧器	略	490	420	380	
	地下に設ける変圧器	略	300	260	230	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	略	1,000	850	780	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	略	420	360	330	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	広告塔	略	1,800	870	590	
	その他のもの	略	1,000	850	780	
	外径が0.07メートル未満のもの	略	21	18	16	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	略	30	26	23	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	略	45	38	35	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	略	61	51	47	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	略	91	77	70	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	略	120	100	93	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	略	210	180	160	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	略	300	260	230	
	外径が1メートル以上のもの	略	610	510	470	
	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	略	略	3	略
		地下に設けるもの	略	10	9	8
法第32条第1項第3号に掲げる施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置の設置に関する施設	略	略	略	略	
	その他のもの	略	略	略	略	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	路上に設ける変圧器	略	450	370	330	
	地下に設ける変圧器	略	270	230	200	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	略	910	760	680	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	略	380	320	280	
	広告塔	略	1,900	960	670	
	その他のもの	略	910	760	680	
	外径が0.07メートル未満のもの	略	19	16	14	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	略	27	23	20	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	略	41	34	30	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	略	55	45	41	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	略	82	68	61	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	略	110	91	81	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	略	190	160	140	
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	略	270	230	200		
外径が1メートル以上のもの	略	550	450	410		

他の線類		略	730	610	540
道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	略				
その他のもの	上空に設けるもの	略	460	380	340
	地下に設けるもの				
	その他のもの				
法第32条第1項第4号に掲げる施設	略	910	760	680	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	階数が1のもの	略	910	760	A×0.005
	階数が2のもの				
	階数が3以上のもの				
上空に設ける通路	略	930	480	330	
地下に設ける通路	略	560	290	200	
その他のもの	略	910	760	680	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	略	19	10	7	
法第32条第1項第7号に掲げる施設	看板(アーチで設けるもの)	略	190	96	67
	その他のもの				
	看板(アーチで設けるもの)				
法第32条第1項第7号に掲げる物	略	1,900	960	670	
法第32条第1項第7号に掲げる物	標識	略	730	610	540
	旗ざお				
	幕(令第7条第4号に掲げる工日その他)				
法第32条第1項第7号に掲げる物	略	18	9	6	
法第32条第1項第7号に掲げる物	看板(アーチで設けるもの)	略	180	87	59
	その他のもの				
	看板(アーチで設けるもの)				
法第32条第1項第7号に掲げる物	略	810	680	620	
法第32条第1項第7号に掲げる物	標識	略	180	87	59
	旗ざお				
	幕(令第7条第4号に掲げる工日その他)				
法第32条第1項第7号に掲げる物	略	18	9	6	

事務施設であるもの(を除く。)	の催しに際し、一時的に設けるもの	略	180	87	59
	その他のもの	略	略	略	略
アーチ		略	1,800	870	590
令第7条第2号に掲げる工作物		略	1,000	850	780
令第7条第3号に掲げる施設			A×0.031		
令第7条第4号に掲げる工事施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		略	180	87	59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		略	100	85	78
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	略	A×0.012	A×0.014	A×0.017
	上空に設けるもの		A×0.017		
令第7条第9号に掲げる施設	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	A×0.004		
		階数が2のもの	A×0.006		
		階数が3以上のもの	A×0.007		
令第7条第10号に掲げる自動車駐車	建築物		A×0.025		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	略	A×0.015	A×0.022	A×0.023
	その他のもの		A×0.011	A×0.014	A×0.015
令第7条第10号に掲げる自動車駐車	建築物		A×0.022		
	その他のもの		A×0.011	A×0.014	A×0.015
事務施設であるもの(を除く。)	の催しに際し、一時的に設けるもの	略	190	96	67
	その他のもの	略	略	略	略
アーチ		略	1,900	960	670
令第7条第2号に掲げる工作物		略	910	760	680
令第7条第3号に掲げる施設			A×0.033		
令第7条第4号に掲げる工事施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		略	190	96	67
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		略	91	76	68
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	略	A×0.016	A×0.019	A×0.023
	上空に設けるもの		A×0.023		
令第7条第9号に掲げる施設	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	A×0.005		
		階数が2のもの	A×0.008		
		階数が3以上のもの	A×0.01		
令第7条第10号に掲げる自動車駐車	建築物		A×0.033		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	略	A×0.016	A×0.023	A×0.023
	その他のもの		A×0.012	A×0.013	A×0.016
令第7条第10号に掲げる自動車駐車	建築物		A×0.023		
	その他のもの		A×0.012	A×0.013	A×0.016

場	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	$\frac{A \times 0.015}{略}$	$\frac{A \times 0.022}{略}$
		上空に設けるもの	$A \times 0.022$	$A \times 0.031$
場	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	$\frac{A \times 0.016}{略}$	$\frac{A \times 0.023}{略}$
		上空に設けるもの	$A \times 0.023$	$A \times 0.033$
場	令第7条第12号に掲げる器具	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	$\frac{A \times 0.015}{略}$	$\frac{A \times 0.022}{略}$
		上空に設けるもの	$A \times 0.022$	$A \times 0.031$
場	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	$\frac{A \times 0.015}{略}$	$\frac{A \times 0.022}{略}$
		上空に設けるもの	$A \times 0.022$	$A \times 0.031$
場	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	$\frac{A \times 0.016}{略}$	$\frac{A \times 0.023}{略}$
		上空に設けるもの	$A \times 0.023$	$A \times 0.033$
備考	略	令第7条第14号に掲げる施設	$\frac{A \times 0.015}{略}$	$\frac{A \times 0.022}{略}$
		令第7条第14号に掲げる施設	$A \times 0.022$	$A \times 0.031$

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(道路保全課)

栃木県条例第44号

栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例及び栃木県立少年自然の家設置、管理及び使用料条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 栃木県青年の家設置、管理及び使用料条例（昭和35年栃木県条例第5号）
- (2) 栃木県立少年自然の家設置、管理及び使用料条例（昭和48年栃木県条例第45号）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局生涯学習課)